

# 神奈川県立青少年センター条例施行規則

(昭和39年3月31日 規則第21号)

最終改正 令和8年3月24日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、神奈川県立青少年センター条例（昭和39年神奈川県条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(権限の委任)

第2条 次に掲げる知事の権限は、神奈川県立青少年センター（以下「青少年センター」という。）の長（以下「館長」という。）に委任する。

- (1) 条例第3条の規定により利用を承認すること。
- (2) 条例第5条の規定により使用料を減免すること。
- (3) 条例第6条ただし書の規定により使用料を還付すること。
- (4) 条例第7条の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を中止させること。

(休館日)

第3条 青少年センターの休館日は、12月28日から翌年の1月4日までの日とする。

2 前項に規定する休館日のほか、NPOオープンスペース、NPO活動室、NPO情報コーナー及びワーキングコーナー（以下「青少年サポートプラザ」という。）、青少年資料室並びに演劇資料室にあつては、月曜日を休館日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、館長は、青少年センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の修理その他の理由により必要があると認めるときは、前2項に規定する休館日を臨時に変更し、又は臨時に休館することができる。

(開館時間)

第4条 青少年センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、青少年サポートプラザにあつては午後9時（日曜日にあつては、午後5時）まで、ホール、楽屋、多目的プラザ及び練習室にあつては午後10時まで、駐車場にあつては午前8時30分から午後10時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長は、非常災害その他の理由により必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を臨時に変更することができる。

(利用の申込み)

第5条 条例第3条第1項の規定により利用の承認を受けようとする者（駐車場の利用の承認を受けようとする者を除く。）は、次の各号に定めるところにより、館長に申し込まなければならない。この場合において、国際的な催し等で次の各号に定める期間前に利用の申込みをしなければ催し等の開催に支障を生ずると認められるもののうち、館長が定める基準に該当するものを開催するための当該各号に掲げる施設の利用については、利用月（利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月をいう。以下同じ。）の15月前（多目的プラザにあつては、9月前）の月の初日から14月前（多目的プラザにあつては、8月前）の月の末日までの期間に申し込むことができる。

- (1) ホール及び楽屋並びにこれらに付属する設備（以下「ホール等」という。）にあつては、利用日の12月前の月の初日から利用日の7日前までに、ホール等利用申込書（第1号様式）に館長が必要と認める書類を添えて提出すること。
- (2) 多目的プラザ及びこれに付属する設備（以下「多目的プラザ等」という。）にあつては、利用日の6月前の月の初日から利用日の7日前までに、多目的プラザ等利用申込書（第2号様式）に館長が必要と認める書類を添えて提出すること。
- (3) 練習室及びこれに付属する設備（以下「練習室等」という。）にあつては、利用日の3月前の月の初日から3日前までに、練習室等利用申込書（第3号様式）を提出すること。
- (4) NPO活動室にあつては、利用日の3月前の月の初日から利用日の3日前までに、NPO活

動室利用申込書（第4号様式）を提出すること。ただし、特別の理由がある場合は、利用当日までに提出することができる。

2 前項第1号から第3号までに掲げる施設について、同一日時同一施設の利用の申込みが、同項第1号から第3号までに定める期間内において館長が別に定める期間に、2以上の申込者によりされたときは、館長は、抽せんを行い、申込者を定める。

（利用承認等の通知）

第6条 館長は、前条の規定による申込みがあつた場合において、その利用を承認するときは次の各号に掲げる通知書により、その利用を承認しないときはその旨を申込者に通知しなければならない。

- (1) ホール等にあつては、ホール等利用承認通知書（第5号様式）
- (2) 多目的プラザ等にあつては、多目的プラザ等利用承認通知書（第6号様式）
- (3) 練習室等にあつては、練習室等利用承認通知書（第7号様式）
- (4) NPO活動室にあつては、NPO活動室利用承認通知書（第8号様式）

（使用料の納付）

第7条 前条の規定による承認の通知を受けた者（使用料を徴収しない施設等の利用の承認を受けた者を除く。）は、指定された期日までに使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定による使用料の納付がないときは、館長は、その利用の承認を取り消すものとする。

（使用料）

第8条 条例別表第2の規定による使用料は、別表のとおりとする。

（駐車場の利用）

第9条 条例第3条第1項の規定により駐車場の利用の承認を受けようとする者は、館長が別に定めるところにより館長に申し込み、利用券の交付を受けなければならない。

（青少年センターの利用の制限）

第10条 条例第3条第2項第3号に規定する「管理上支障があると認められるとき」とは、次の各号に定めるときとする。

- (1) ホール等、多目的プラザ等又は練習室等を引き続き館長が別に定める期間を超えて利用するとき。
- (2) その他館長が青少年センターの利用を不相当と認めるとき。

（入場料を徴収しない場合の定義）

第11条 条例別表第1に規定する「入場料を徴収しない場合」とは、次の各号に定める場合とする。

- (1) 入場者から当該催しに係る対価を直接又は間接に徴収しない場合
- (2) 入場者が当該催しに要する経費を直接又は間接に負担しない場合

（入館の制限）

第12条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者には、青少年センターへの入館を拒否することができる。

- (1) 伝染性の病気があると明らかに認められる者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

（遵守事項）

第13条 青少年センターを利用する者（その者の利用目的に応じて入館した者を含む。以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用目的以外に施設等を利用しないこと。
- (2) 付属設備を青少年センター外に持ち出さないこと。
- (3) 許可なく壁、柱、窓、とびら等にはり紙し、又はくぎ類を打たないこと。
- (4) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。

- (5) 許可なく火気を使用し、又は特別の設備をしないこと。
- (6) 収容定員をこえて入館しないこと。
- (7) 所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (8) 許可なく寄付金の募集、物品の販売等を行わないこと。
- (9) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (10) 関係職員の指示に従うこと。

(責任者の届出等)

第14条 利用者（公開の施設等の利用者を除く。）は、あらかじめ利用施設内の秩序を保持するために必要な責任者を定め、館長に届け出なければならない。

2 前項の規定による責任者は、施設等の利用を終了（利用中止の命令により利用を中止した場合を含む。）したときは、利用に係る施設等を原状に復し、関係職員の点検を受けなければならない。ただし、館長が承認した場合は、この限りでない。

(管理上の立入り)

第15条 利用者は、関係職員が施設等の管理上特に必要があつて利用に係る施設等に立入りを要求したときは、拒むことができない。

(損傷等の届出)

第16条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を館長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用料の減免申請)

第17条 使用料（駐車場使用料を除く。）の減免を受けようとする者は、第5条に規定する利用の申込みと同時に使用料減額（免除）申請書（第9号様式）を館長に提出しなければならない。

(使用料減免承認等の通知)

第18条 館長は、前条の規定による申請があつた場合において、その減免を承認するときは使用料減額（免除）承認通知書（第10号様式）により、その減免を承認しないときは使用料減額（免除）不承認通知書（第11号様式）により申請者に通知しなければならない。

(実施細目)

第19条 この規則に定めるもののほか、青少年センターの管理等に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 別表（第8条関係）

## 設備使用料

種 別	品 名	単 位	使用料の額
楽 器	グランドピアノ	1 台 1 回	6,900円
	電子ピアノ	同	3,350円
舞 台 設 備	オーケストラひな段	1 回	5,750円
	音響反射板	同	1,770円
	所作台	同	9,630円
	びょうぶ	同	1,560円
	花道用具	同	5,230円
	花道用所作台	同	3,450円
	仮設舞台	同	3,760円
	照 明 セ ッ ト	ホール照明Aセット 〔ボーダーライト、シーリングライト、フロントス ポットライト〕	同
ホール照明Bセット 〔ボーダーライト、シーリングライト、フロントス ポットライト、 Horizont ライト、ステージサイ ドスポットライト、サスペンションライト、フッ トライト〕		同	8,370円
多目的プラザ照明セット (シーリングライト、サスペンションライト、ホリ ズントライト、ミラーボール)		同	2,930円
その他の照明設備		同	同
エフェクトマシン	エフェクトマシン	1 台 1 回	1,030円
	パーライト	同	200円
	ストロボ	1 組 1 回	1,250円
	波エフェクト	1 台 1 回	830円
	星球セット	1 組 1 回	1,980円
	ミラーボール	1 台 1 回	1,030円
	リモートコントロールスポットライト	同	1,460円
	LEDパーライト	同	300円
	LEDスポットライトエリプソイダル	同	400円
	LEDムービングライト	同	1,300円
	センタースポットライト	同	830円
	LEDフォロースポットライト	同	300円
音 響 セ ッ ト	ホール音響Aセット (マイクロフォン5台、録音再生機)	1 回	5,330円
	ホール音響Bセット (マイクロフォン6台以上、録音再生機)	同	10,680円
	多目的プラザ音響セット (マイクロフォン6台、録音再生機)	同	1,350円
その他の音響設備	ワイヤレスマイクロフォン	1 本 1 回	2,400円

	ポータブルワイヤレスマイクロフォン	同	200円
映 像 セ ッ ト	ホール映像セット (プロジェクター、スクリーン、映像再生機)	1 回	6,700円
	多目的プラザ映像セット (プロジェクター、スクリーン、映像再生機)	同	2,500円
持込器具使用電力料	持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電力1 キロワット1 回	200円

- 備考 1 1回とは、一の基本利用時間内における利用をいう。
- 2 基本利用時間における利用時間を超えて基本利用時間以外の時間に利用する場合（一日において2以上の基本利用時間にわたって利用する場合の当該2以上の基本利用時間の間の基本利用時間以外の時間における利用の場合を除く。）の基本利用時間以外の利用時間に係る使用料は、その基本利用時間以外の時間における利用1時間につき、それぞれの利用に係る基本利用時間（2以上の基本利用時間にわたって利用する場合は、直近の基本利用時間）における利用に係る使用料の額を当該基本利用時間の時間数で除して得た額とする。この場合において、当該基本利用時間以外の時間における利用時間が1時間に満たないとき又はこれに1時間未満の端数の時間を生じたときは、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。
- 3 ホールの利用に伴う準備又は練習を行うことのみを目的として利用する場合の使用料は、1回の使用料の額に2により計算した額を加算した額に10分の7を乗じて得た額とする。
- 4 表示消費電力が1キロワットに満たないとき又はこれに1キロワット未満の端数の表示消費電力を生じたときは、その満たない表示消費電力又はその端数の表示消費電力を1キロワットとする。
- 5 持込器具を複数持ち込む場合は、各器具の表示消費電力を合計して持込器具使用電力料を計算する。（様式 略）